

石巻市復興特区金融協議会規約

(目的)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により作成しようとする復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）並びに同条第9項の規定により認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議するため、石巻市復興特区金融協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業に関する復興推進計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第11条第1項に規定する新たな規制の特例措置等（金融に関する事項に限る。）に関すること。
- (3) 法第2条第3項第2号二に規定する復興推進事業に関する認定復興推進計画の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第3項第3号に規定する復興推進計画及び認定復興推進計画の実施に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等の職員で構成する。

- 2 石巻市は、必要があると認めるときは、法第13条第2項第3項各号に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 3 石巻市は、法第13条第5項各号に掲げる者であつて構成員以外の者から自己を協議会の構成員として加えるよう申し出があつた場合は、同条第9項の規定に基づき正当な理由がある場合を除き、構成員として加えるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、石巻市復興政策部復興政策課に事務局を置く。

(協議会解散の場合の措置)

第8条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成25年1月15日から施行する。

附 則 (平成25年10月23日改定)

この規約は、平成25年10月23日から施行する。

附 則 (平成27年6月8日改定)

この規約は、平成27年6月8日から施行する。

別表 (第3条関係)

石巻市
石巻商工会議所
株式会社街づくりまんぼう
宮城県
復興特区支援貸付事業の貸付を行う金融機関